

個人のお客様から提示を受ける書類（在留カード・特別永住者証明書）

1枚で確認可



本人特定事項として
確認するもの



〜記録！ 確認書類を特定するに足りる
事項として記録するもの



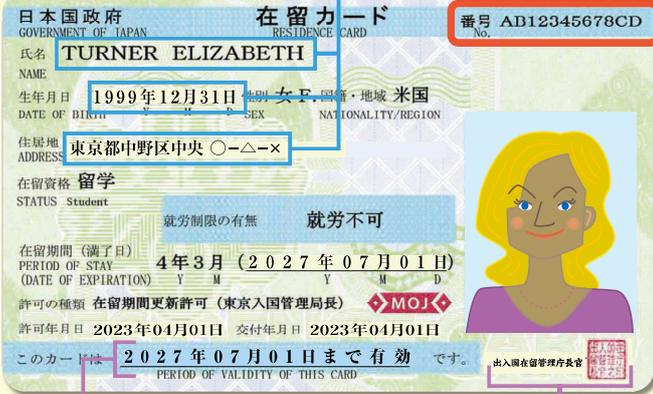
書類の有効性を
確認するもの

在留カード

氏名・住所・生年月日

申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違はないか？

在留カード番号
(12ケタの英数字)を記録！
失効していないか？
(下記★にて確認可能)

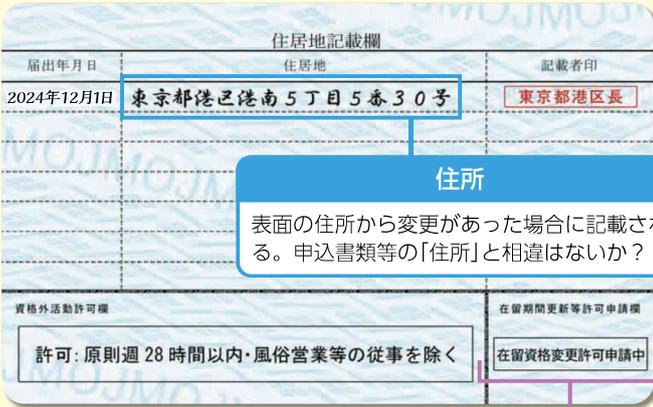


有効期限

提示日現在で有効か？
期間が経過している場合は、裏面も確認

交付者

2019年4月1日以降交付のカードでは「出入国在留管理庁長官」、それより前に交付のカードでは「法務大臣」の記載があるか？



住所

表面の住所から変更があった場合に記載される。申込書類等の「住所」と相違はないか？

有効期限

在留期間更新許可・在留資格変更許可の申請があった場合、それらの「申請中」である旨が記載される。申請が受理されると、「表面の在留期間満了日から2ヵ月を経過する日」まで有効に

「在留カード」「特別永住者証明書」は、従前在留外国人に発行されていた「外国人登録証明書」に代わり交付されています。有効期間についての注意事項は以下の通りです。

永住者の場合＝16歳以上は「交付の日から7年間」、16歳未満は「16歳の誕生日まで」。
永住者以外の場合＝16歳以上は「在留期間満了日まで」、16歳未満は「在留期間満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで」。
※有効期間満了日が「16歳の誕生日まで」とあるカードには、写真は表示されません。

16歳以上＝各種申請・届出後7回目の誕生日まで（証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで）
16歳未満＝16歳の誕生日まで。写真表示がない場合もあり、ない場合は、写真なしの本人確認書類として取扱います。

※2023年11月1日以降に交付された16歳未満の人の在留カード・特別永住者証明書の有効期限は16歳の誕生日の前日まで。

★偽変造の判断がつきにくいとき・失効していないか確認したいときは…
出入国在留管理庁のWebページをチェック！

特別永住者証明書

氏名・住所・生年月日

申込書類等の「氏名」「住所」「生年月日」と相違はないか？（変更がある場合は裏面記載）

証明書番号(12ケタの英数字)を記録！
失効していないか？
(下記★にて確認可能)



有効期限

提示日現在で有効か？

交付者

2019年4月1日以降交付のカードでは「出入国在留管理庁長官」、それより前に交付のカードでは「法務大臣」の記載があるか？

在留カード・特別永住者証明書の仕様チェックポイント

右記裏面でも確認可能→<http://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf>

Check 1 「MOJ」の絵柄がグリーン色に変わるか？

OK!

Check 2 左端がピンク色に変わるか？

OK!

Check 3 ホログラムが3D的に動くか？

OK!

Check 4 文字の白・黒が反転するか？

OK!

Check 5 カードの透かし文字が見えるか？

表面から光を当てて透かす

「MOJMOJMOJ…」という文字が見れる → OK!

★在留カード等番号失効情報照会ページ



在留カード等仕様書公開ページ

当局的HP更新などで各リンクの有効性が変わることもあります。最新情報はトップページ等でご確認ください。

